

○大学クラブ規程

平成24年3月13日

大学規程第6号

改正 平成27年5月23日大学規程第5号

平成30年10月27日法人規則第5号

平成31年3月23日法人規則第9号

令和3年3月27日大学規程第20号

(目的)

第1条 この規程は、本学における学生の自主的な課外教育活動を振興し、その円滑な発展に資するため、学生のクラブ活動全般に関して、大学が適切な援助と助言を行うための指針となることを目的とする。

(クラブの定義)

第2条 クラブとは、学友会中央委員会の承認及び学生センター長の認証を得た部、準部及び同好会をいう。

(学友会中央委員会の承認及び学生センター長の認証)

第3条 学友会中央委員会は、クラブの承認をする。その際、学生センター長へ速やかに報告し、学生センター長の認証を得なければならない。

2 学生センター長は、次の場合には、学友会中央委員会の承認を認証しない。

- (1) 学友会中央委員会の承認が、学友会細則の定める手続きに従って行われなかったとき。
- (2) 学友会中央委員会が、公序良俗に反するクラブを承認したとき。

(クラブ顧問、指導員の設置)

第4条 クラブは、活動を開始する前に、顧問をおかななければならない。顧問に関する規定は大学クラブ顧問内規に定める。

2 クラブは、指導員をおくことができる。指導員に関する規定は大学クラブ指導員内規に定める。

(強化指定クラブの指定)

第5条 学長は、本学の課外活動全般の発展に寄与すると思われるクラブについては、強化指定クラブとして指定することができる。強化指定クラブに関しては、大学強化指定クラブ内規に定める。

(クラブ活動に関する権利)

第6条 クラブは、施設設備及び活動用具等について、他の課外活動団体に優先して利用することができる。

2 クラブは、他の課外活動団体に優先して、本学の名称を冠して学外の団体に加入すること

ができる。

- 3 クラブは、助成金等を申請することができる。

(クラブ活動に関する義務)

第7条 クラブは、部員名簿及び活動計画を各年度初めに学生部学生センターへ提出しなければならない。

- 2 クラブは、活動を行うときは、事前に学生部学生センターへ活動届を提出し、許可を得なければならない。

- 3 クラブは、活動後に、速やかに学生部学生センターへ活動報告を提出しなければならない。

(表彰)

第8条 学長は、優秀な成績を残したクラブ及びそのクラブ構成員に対して、表彰を行う場合がある。

- 2 表彰対象の選考は、活動報告を基に大学学生委員会で選考する。

(認証の取消し)

第9条 クラブが学友会中央委員会により学友会細則に従い承認を取り消されたときは、学生センター長は、認証を取り消す。

(活動の停止又は解散)

第10条 クラブが次の各号に該当する活動を行ったときは、大学学生委員会の議に基づいて、学長及び学生センター長は、当該クラブの活動停止又は解散を命ずることができる。

- (1) 京都先端科学大学学則又は諸規則に違反した活動が行われたとき。
- (2) 活動中に重大な事故が発生するなど、クラブの運営が円滑に行われなかったとき。
- (3) クラブ及びそのクラブ構成員が、不祥事に関係し、それが団体活動に密接な関連のあったとき。
- (4) クラブ活動が、本学の教育研究等の遂行を阻害し、教職員の指示に従わなかったとき。

(活動の再開)

第11条 前条により活動の停止処分を受けたクラブが、活動を再開するためには、学長及び学生センター長の事前の許可を条件として、学友会中央委員会の承認を得なければならない。

(事故等への対応及びクラブ活動事故対策委員会)

第12条 クラブ活動中に発生した事故等については、大学クラブ顧問内規及び大学クラブ指導員内規に定める報告を踏まえて、大学及び顧問が協力して対応するものとする。

- 2 重大な事故に関しては、必要に応じてクラブ活動事故対策委員会を設け、事故対応及び再発防止について取り扱うものとする。

- 3 クラブ活動事故対策委員会の委員長は、学長とする。

- 4 クラブ活動事故対策委員会の構成員は、学長、大学事務局長、学生センター長、当該クラ

ブ顧問、大学総務課長及び学生部学生センター課長とする。

5 委員長は、前項の委員の他、必要に応じて委員を指名することができる。

(所管)

第13条 この規程に関する所管は、学生部学生センターとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃に当たって、学長は各学部教授会及び大学評議会の意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。(顧問資格の変更等に伴う改正)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(大学名の変更等による改正)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(事務組織の改編に伴う改正)

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。(事務組織の改編等による改正)